

公園等整備事業に係る技術支援等業務に係る
比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

寝屋川市都市デザイン部都市四課は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づき、公園等整備事業に係る技術支援等業務に係る比較対象労働者の待遇等に関する情報提供を行う。

1 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

(1) 業務の内容

- | | |
|---------|---------------------|
| ア 職種 | 工事監督補助及び事務補助 |
| イ 中核的業務 | 工事監督補助業務
設計・積算補助 |
| ウ その他 | 工事監督補助業務に付帯する事務 |

(2) 責任の程度

- | | |
|-------------|--|
| ア 権限の範囲 | <input type="checkbox"/> 無 |
| イ トラブル・緊急対応 | <input checked="" type="checkbox"/> 有
(工事監理業務でのトラブル発生時は速やかに対応を行うこと) |
| ウ 成果への期待・役割 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 |
| エ 所定外労働 | <input type="checkbox"/> 無 |

(3) 職務の内容及び配置の変更の範囲

- | | |
|---------------|----------------------------|
| ア 職務の内容の変更の範囲 | <input type="checkbox"/> 無 |
| イ 配置変更の範囲 | <input type="checkbox"/> 無 |

(4) 雇用形態

仮想の通常の労働者

2 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：派遣労働者と同一の職務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮想の通常の労働者）

(理由) 受け入れようとする派遣労働者と職務の内容及び配置の変更の範囲又は職務の内容が同一である通常の労働者はいないが、業務の内容が同一である通常の労働者がいるため。

3 待遇の内容等

待遇の内容は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例施行規則に準じる。その概要を次に示す。(条例・規則は寝屋川市ホームページ「例規集」から確認できる。)

待遇の種類		
(待遇の内容)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)

基本給		
寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例に定める寝屋川市行政職 2 級 125 号給の時給単価を基準とする。	労働に対する基本的な対象として支払われるもの。	業務内容や必要資格を考慮。

賞与：制度有（ただし期間内における支給はなし）		
—	—	—

通勤手当：制度有		
通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担する者に支給する。費用弁償の額は規則に定める。	費用弁償	—

出張旅費（ただし出張予定なし）		
公務のため出張したときは、寝屋川市職員等の旅費に関する条例に基づく常勤職員の旅費の支給の例により費用を弁償する。	費用弁償	—

精皆勤手当、食事手当、単身赴任手当、地域手当、退職手当、住宅手当、家族手当：制度無		
—	—	—

食堂：寝屋川市役所本庁舎のみ施設有		
—	業務の円滑な遂行ため。	—

休憩室：休憩スペース有		
—	業務の円滑な遂行ため。	—

更衣室：施設有		
—	業務の円滑な遂行ため。	—

教育訓練：制度無		
—	—	—